

省エネ基準に関する工事監理報告書様式集

【標準入力法】		【モデル建物法】	
様式 1 (共通)	省エネ基準工事監理報告書	様式 1 (共通)	省エネ基準工事監理報告書
様式 S A - 1 (標準)	建築物の概要	様式 M A - 1 (モデル)	建築物の概要
様式 S A - 2 (標準)	各項目の確認結果	様式 M A - 2 (モデル)	各項目の確認結果
様式 S B (標準)	室仕様	様式 M B - 1 (モデル)	開口部仕様
様式 S C - 1 (標準)	空調ゾーン	様式 M B - 2 (モデル)	断熱仕様
様式 S C - 2 (標準)	外壁構成	様式 M B - 3 (モデル)	外皮仕様
様式 S C - 3 (標準)	窓仕様	様式 M C - 1 (モデル)	空調熱源
様式 S C - 4 (標準)	外皮仕様	様式 M C - 2 (モデル)	空調外気処理
様式 S C - 5 (標準)	熱源	様式 M C - 3 (モデル)	空調二次ポンプ
様式 S C - 6 (標準)	二次ポンプ	様式 M C - 4 (モデル)	空調送風機
様式 S C - 7 (標準)	空調機	様式 M D (モデル)	換気
様式 S D - 1 (標準)	換気対象室	様式 M E (モデル)	照明
様式 S D - 2 (標準)	給排気送風機	様式 M F (モデル)	給湯
様式 S D - 3 (標準)	換気代替空調機	様式 M G (モデル)	昇降機
様式 S E (標準)	照明	様式 M H (モデル)	太陽光発電
様式 S F - 1 (標準)	給湯対象室		
様式 S F - 2 (標準)	給湯機器		
様式 S G (標準)	昇降機		
様式 S H - 1 (標準)	太陽光発電システム		
様式 S H - 2 (標準)	コージェネレーションシステム		
様式 S I (標準)	非空調外皮仕様		

工事監理報告書は、確認申請書に記載された工事監理者が責任をもって作成し、建築主事等に提出するものであり、以下に注意して作成すること。

1. 省エネ基準工事監理報告書は、特に指示のある場合を除き、原則、工事完了後速やかに提出すること。
2. 確認申請時に建築主事等より示された「工事計画・施工状況報告」指示書の項目に該当する様式を使用し、必要事項のみを記載し作成すること。
3. 各様式の「判定又は認定時」欄については、判定又は認定を受けた内容をそのまま記載すること。(判定時に用いた入力シートのデータを用いても可。)
4. 「様式 1 (共通) 省エネ基準工事監理報告書」の『工事施工者 欄』について、別の工事監理報告書にその工事施工者の押印をした場合にあつては、この報告書の押印を省略することができる。
5. 建築物が複数棟ある場合は、棟ごとに各様式を作成する必要がある。ただし「様式 1 (共通) 省エネ基準工事監理報告書」については除く。
6. 「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」第 23 条の「特殊の構造又は設備を用いる建築物の認定」等の認定を受け、同法第 12 条第 3 項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなしている場合など、本様式集を用いることがそぐわない場合については、別途建築主事等と相談すること。